

平成30年度
としょかんの1年



小学生一日図書館員



ぬいぐるみお泊り会



絵本作家 塚本やすし氏ワークショップ

新宮町立図書館

目 次

町の概要／沿革／利用案内	1
運営方針／資料収集方針	2
図書館の概要	3
蔵書構成	4
利用状況	5
行政区別登録者数	6
予約・インターネット端末・コピー・調べもの机利用／予約サービス／相互貸借	7
広域利用／サービス指標	8
人気ランキング	9～10
図書館事業	11
特設コーナー	12
ボランティア活動報告	13
雑誌・新聞タイトル一覧	14
シーオーレ新宮設置及び管理に関する条例(抜粋)	15
新宮町図書館協議会条例	15
新宮町立図書館運営規則	16～18
新宮町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱	19～20

◆ 町の概要

新宮町は、県の北西部(東経130度24分、北緯33度42分)に位置し、北西部は玄界灘に面した山あり、海あり、島あり、三拍子揃った自然環境に恵まれた町です。「く」の字をした本土と、海上7.5kmを隔てて玄界灘に浮かぶ周囲6.14km、面積1.22km²の離島相島で形成され、総面積18.93km²の起伏の多い地形となっています。総人口は32,916人(平成31年3月末)で、「人にやさしいまちづくり 環境共生のまちづくり 協働で拓くまちづくり」を基本理念に掲げ、地域の豊かな自然や歴史・文化・人材などを活かし、魅力ある地域づくりを進めています。

◆ 沿革

平成 3年	生涯学習に関する構想、計画の調査、研究開始
平成 4年	4月 同基本計画完了
平成 4年	12月 複合施設建設工事着工
平成 6年	3月 建設工事完工
平成 6年	6月 町立図書館 蔵書数 4万冊でオープン
平成 7年	4月 おはなし会開始
	8月 夏期のみ開館時間延長開始
平成 9年	11月 相島地区図書貸出開始
平成11年	4月 糟屋地区内配本車運行開始
平成13年	4月 祝祭日開館
平成15年	4月 広域貸出開始
平成17年	4月 ブックスタート開始(7か月児相談時実施)
平成20年	6月 「新宮町子ども読書活動推進計画」策定
平成21年	4月 新宮町図書館協議会設立
平成22年	4月 文部科学大臣賞 受賞
	12月 インターネットによる予約受付開始
平成23年	7月 DVD貸出開始
平成24年	7月 町内の小学校・幼稚園へ出前講座
	7月 小学生読書リーダーによるおはなし会開始
平成25年	3月 「第2次新宮町子ども読書活動推進計画」策定
	8月 夏休み寺子屋事業に対して団体貸出
平成26年	4月 図書館システムをLiCS-Reに更新。クラウド開始
	4月 読書手帳用シール導入 読書手帳配布(手作り)
平成27年	7月 一般新書コーナー設置
平成28年	8月 語りボランティア団体「くすの木語りの会」発足
	10月 読書手帳(小学校高学年用)配布 ※県補助事業
	12月 図書館バッグ作成(新デザイン)
平成29年	3月 雑誌スポンサー制度開始
	7月 住居表示変更 (図書館:下府→新宮東)
	10月 読書手帳(小学1～3年生用)配布 ※県補助事業
	12月 「新宮町複合施設設置条例」全部改正→「シーオーレ新宮設置及び管理に関する条例」制定
平成30年	2月 「新宮町立図書館運営規則」一部改正→(視聴覚資料)からレーザーディスク削除
	3月 「第3次新宮町子ども読書活動推進計画」策定
	10月 読書手帳(小学1.5.6年生)配布 ※県補助事業
平成31年	4月 図書館システムをLiCS-Re2に更新。My本棚・読書マラソン導入

◆ 利用案内

・開館時間	午前10時～午後6時 (7月～9月の毎週金曜日のみ午後8時まで)
・休館日	毎週月曜日・毎月最終水曜日・年末年始・特別整理期間
・登録条件	福岡都市圏の市町に住む人、または町内に通勤・通学している人
・貸出	本・雑誌・紙しばいは1人10冊まで15日間 視聴覚資料は1人2点まで8日間
・サービス	リクエスト・レファレンス・コピー・インターネットによる予約受付 等
・行事	幼児向けおはなし会 毎週土曜日 午後2時から 赤ちゃんおはなし会 毎月第1金曜日 午前11時から 相島出張貸出 毎月第2水曜日 ブックスタート 毎月7か月児相談時

◆ 運営方針

◎ 基本方針

新宮町立図書館は、町民の「知る権利」を保障し、自主的な学習を支援する生涯学習施設として、生涯学習社会の進展・情報化・国際化等の社会に対応した図書館サービスの充実に努めます。

また、利用者のプライバシーの保護を優先し、読書の秘密を守ります。

◎ 資料収集・提供等

町民の多様なニーズに応えるために図書・雑誌・新聞・視聴覚など広く資料を収集し、新鮮な情報の提供に努めます。また資料提供として貸出を積極的に行い、貸出を進展させるため、予約制度の充実に図ります。

◎ レファレンスサービス

何らかの情報を求めている利用者に対して、資料・情報の提供や紹介を行う「レファレンスサービス」の充実に努めます。

◎ コピーサービス

著作権等の侵害が発生しない範囲でコピーサービスを行います。

◎ 人づくりの図書館サービス

「読んでのばそう心の芽」をテーマに掲げ、豊かな心を育む人づくりのため“子どもと本の出会い”を大切にします。そのために、乳幼児の絵本・紙しばいをはじめとして、児童が毎日の生活のなかで読書習慣を身につけ読書意欲を高める資料および調べ学習の資料等の提供に努めます。

また、読書活動を推進するための読み聞かせ等の行事を実施します。

◎ ボランティアとの協働

暮らしと地域に密着した図書館を基本理念に、利用者に親しまれ共に創り育てる図書館として、より充実した図書館サービスが展開できるよう、必要な知識・技能を持ったボランティアとの協働に努めます。

◎ 図書館間の連携・協力

資料や情報の充実に努めると共に、状況に応じてさらなる展開が必要な場合には、県内の公共図書館間の相互貸借を利用することで、多様化する要望に対応できるよう努めます。

◎ 広報および情報公開

町民の図書館に対する理解と関心を高め、新たな利用者拡大を図るため、広報誌やインターネットを活用した情報発信に努めます。

◆ 資料収集方針

◎ 基本方針

公共図書館の設置目的は本や雑誌をはじめとする資料や情報を、それを求める住民に対して速やかに提供することにあります。この目的を達成するため、あらゆる世代の多様な要望にそった新鮮で、魅力ある資料の確保と整備に努めます。

◎ 資料の収集

①町民が、親しみやすく誰もが気軽に利用できる図書館を目標とし、日常生活に役立つ一般資料および郷土・行政資料の収集に努めます。

②豊かな心を育む人づくりに必要な“子どもと本の良い出会い”を大切にするため、絵本をはじめとする児童書の充実に努めます。

③新鮮な情報を提供する逐次刊行物については、代表的な雑誌・新聞及び地元誌を重点的に収集します。

④視聴覚資料については、住民の要求に応じられるよう、コンパクトディスクやDVD等を収集します。

⑤高齢者や障害者のために、大活字本や布の絵本等を収集します。

⑥あらゆる資料が利用者の要求に応じて、迅速・的確に提供できるよう、統一的に組織化を行います。

⑦常に新鮮で、適切な資料構成を維持し充実させるために、新しい資料の購入と共に、除籍を行います。

◎ 資料の選定

資料の選定は、収集方針に従って専門職員（司書）が行います。

◆ 図書館の概要

シーオーレ新宮施設 2階 図書館部分

延床面積	1,096.80m ²
図書コーナー	677.15m ²
事務室	111.29m ²
書庫	144.45m ²
ロビー	10.76m ²
廊下	21.94m ²
その他	131.21m ²

組織図

社会教育課

●社会教育担当

●文化・図書館担当

社会教育課長	1人（図書館長）
主幹	1人（司書）
主査	2人（司書・再任用）
主任主事	1人（司書）
非常勤職員	4人（司書）
臨時職員	3.9人

（令和元年5月現在）

決算・予算

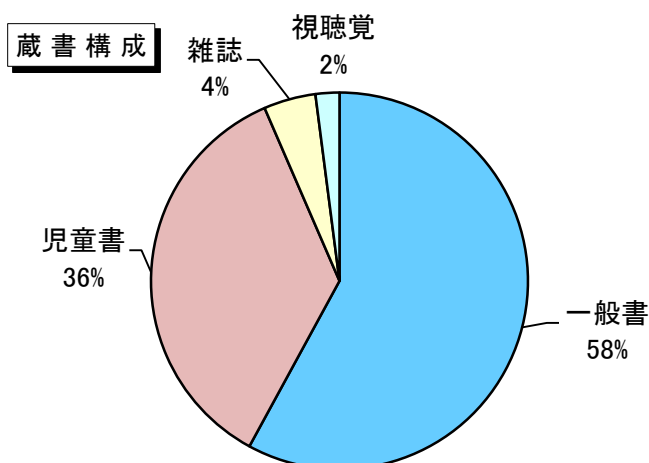
（単位：千円）

区 分		平成29年度決算額	平成31年度予算額
図書館費（1+2+3）		47,206	48,013
1 人件費		25,434	26,881
2 資料費		10,370	10,532
内 訳	図書・AV	8,999	8,800
	雑誌・新聞	1,371	1,732
3 その他の経費		11,402	10,600

千円未満四捨五入

◆ 蔵書構成

	(点)	
一般書	88,259	57.9%
児童書	54,170	35.6%
雑誌	6,794	4.5%
視聴覚	3,113	2.0%
合計	152,336	100.0%



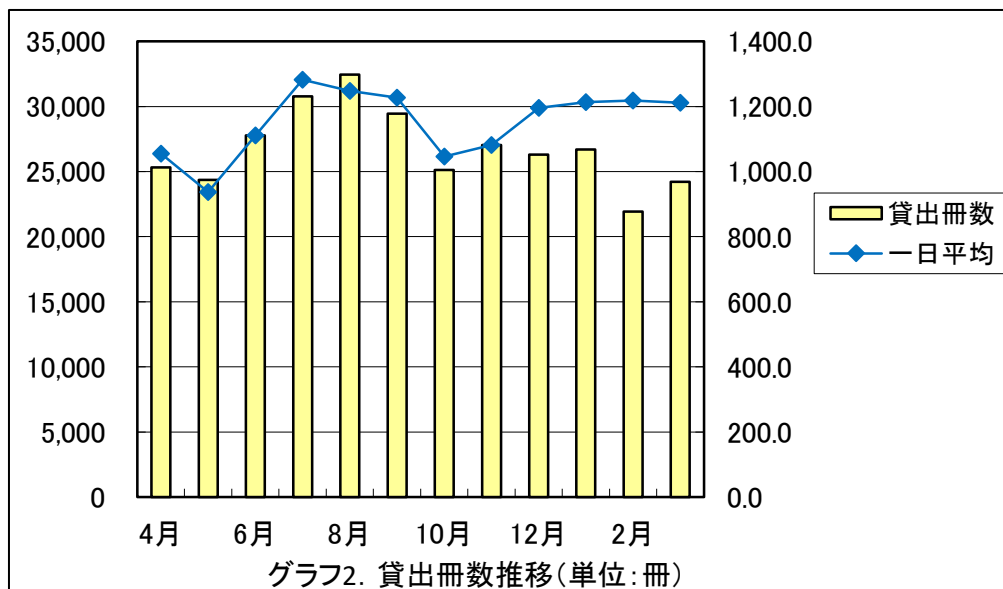
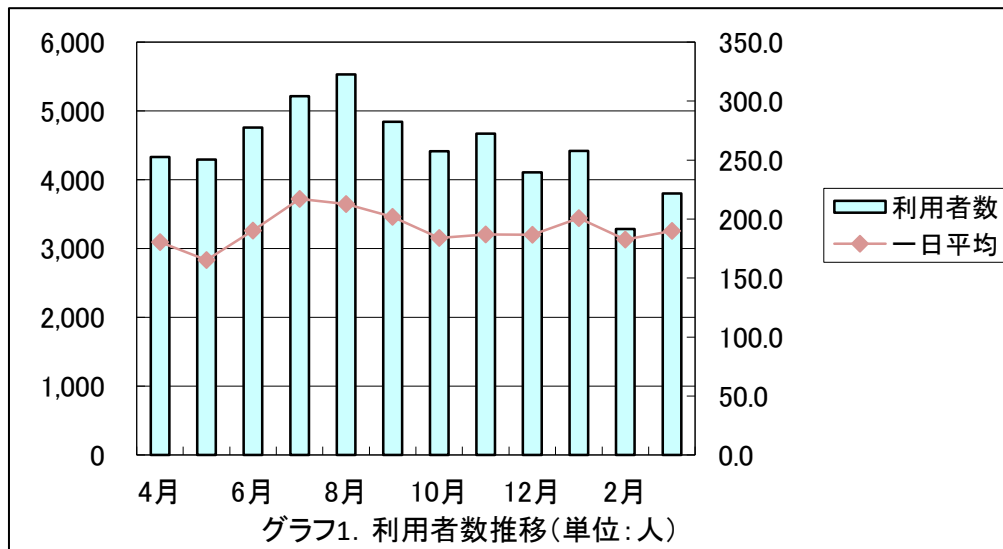
蔵書構成比(分類別)

(冊)				(冊)				(点)			
一 般 書	0 総 記	2,305	2.6%	児 童 書	0 総 記	510	0.9%	視 聴 覚 資 料	CD	2,480	79.7%
	1 哲 学	2,704	3.1%		1 哲 学	525	1.0%		DVD	604	19.4%
	2 歴 史	7,688	8.7%		2 歴 史	1,715	3.2%		CD-ROM	29	0.9%
	3 社会科学	11,406	12.9%		3 社会科学	2,582	4.8%		小 計	3,113	100.0%
	4 自然科学	6,129	6.9%		4 自然科学	4,361	8.1%	総合計 152,336点			
	5 技 術	6,734	7.6%		5 技 術	1,584	2.9%				
	6 産 業	2,318	2.6%		6 産 業	922	1.7%				
	7 芸 術	7,693	8.7%		7 芸 術	2,483	4.6%				
	8 言 語	1,727	2.0%		8 言 語	617	1.1%				
	9 文 学	39,555	44.8%		9 文 学	16,009	29.6%				
	※下記は0～9類に含まれます。				E 絵 本	21,578	39.8%				
	郷土	682			P 紙芝居	1,284	2.4%				
	参考	1,795			小 計	54,170	100.1%				
	文庫	6,696			雑 誌		6,794冊				
大活字本	922										
小 計	88,259	99.9%									

※小数点第2位以下を四捨五入しているため
合計が100%にならない場合があります。

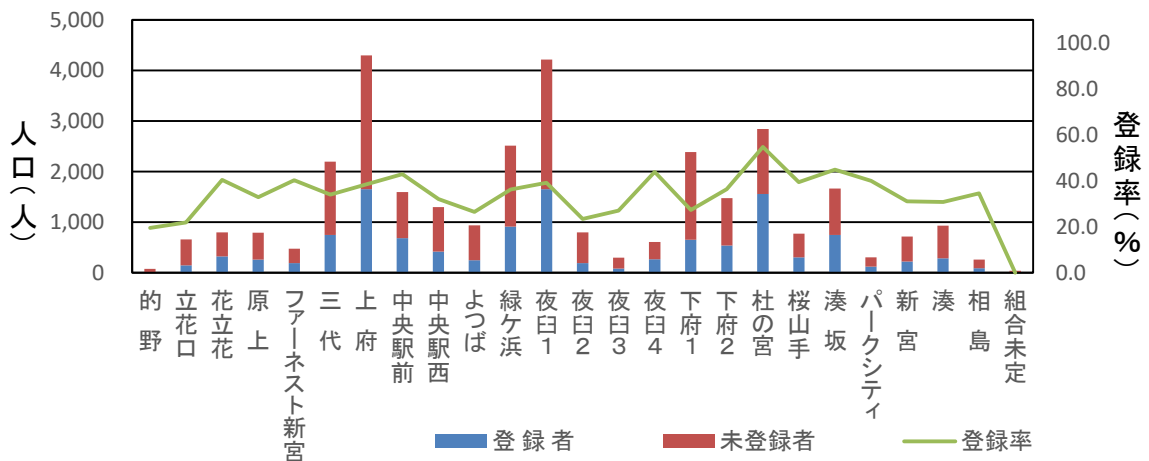
◆ 利用状況

月	開館日数(日)	利 用 者 (人)		貸 出 冊 数 (冊)	
		総 数	一日平均	総 数	一日平均
4月	24	4,329	180.4	25,326	1,055.3
5月	26	4,295	165.2	24,369	937.3
6月	25	4,757	190.3	27,780	1,111.2
7月	24	5,212	217.2	30,777	1,282.4
8月	26	5,530	212.7	32,448	1,248.0
9月	24	4,844	201.8	29,462	1,227.6
10月	24	4,414	183.9	25,114	1,046.4
11月	25	4,672	186.9	27,043	1,081.7
12月	22	4,106	186.6	26,314	1,196.1
1月	22	4,420	200.9	26,705	1,213.9
2月	18	3,286	182.6	21,928	1,218.2
3月	20	3,800	190.0	24,223	1,211.2
合 計	280	53,665	191.7	321,489	1,148.2



◆ 行政区別登録者数

行政区	登録者	行政区の人口	区の登録率(%) 登録者／人口	登録者の割合(%) 登録者／総登録者
的野	14	72	19.4	0.1
立花口	144	658	21.9	1.2
花立花	322	797	40.4	2.6
原上	260	793	32.8	2.1
ファースト新宮	190	472	40.3	1.5
三代	746	2,196	34.0	6.1
上府	1,652	4,298	38.4	13.5
中央駅前	684	1,596	42.9	5.6
中央駅西	415	1,297	32.0	3.4
よつば	247	934	26.4	2.0
緑ヶ浜	910	2,515	36.2	7.4
夜臼1	1,650	4,218	39.1	13.4
夜臼2	187	798	23.4	1.5
夜臼3	80	296	27.0	0.7
夜臼4	266	607	43.8	2.2
下府1	650	2,384	27.3	5.3
下府2	535	1,472	36.3	4.4
杜の宮	1,554	2,841	54.7	12.7
桜山手	302	768	39.3	2.5
湊坂	746	1,663	44.9	6.1
パークシティ	120	300	40.0	1.0
新宮	222	717	31.0	1.8
湊	286	932	30.7	2.3
相島	89	258	34.5	0.7
組合未定	0	34	0.0	0.0
合 計	12,271	32,916	37.3	100.0



グラフ3. 行政区別登録率比較

◆ 予約・インターネット端末・コピー・調べものの机 利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
予 約	カウンター(件)	460	393	510	554	440	472	440	456	482	443	417	490	5,557
	WEB(件)	467	482	525	419	431	441	511	480	473	568	404	413	5,614
インターネット端末利用(人)		11	16	22	32	20	8	5	7	11	8	3	17	160
コピー/モノクロ(枚)		42	56	11	26	67	94	72	20	47	88	76	45	644
コピー/カラー(枚)		1	1	3	0	1	1	0	5	3	0	0	4	19
調べものの机利用(人)		500	575	607	688	930	617	497	751	440	548	421	254	6,828

インターネット端末利用:30分ごとの延べ人数 / 調べものの机利用:2時間ごとの延べ人数

◆ 予約サービス

予約サービス総件数・・・11,171件	
所蔵・・・10,062件(90.1%)	未所蔵・・・1,109件(9.9%) (提供内訳)
	購入・・・・・・・・・・534件(48.2%)
	県立図書館から借受・・・・88件(7.9%)
	他の図書館から借受・・・487件(43.9%)

◆ 相互貸借

(単位:冊)

自治体名	借 受	貸 出	自治体名	借 受	貸 出
福岡県立図書館	88	52	太宰府市	4	2
福岡市	23	63	春日市	10	16
古賀市	79	52	那珂川市	8	4
久山町	5	7	糸島市	20	22
宇美町	8	14	飯塚市	5	34
粕屋町	20	12	嘉麻市	4	21
志免町	33	27	北九州市	62	27
篠栗町	10	37	久留米市	4	16
須恵町	20	8	田川市	9	18
宗像市	6	41	宮若市	26	30
福津市	12	30	柳川市	4	25
筑紫野市	16	6	その他	78	184
大野城市	21	18	合 計	575	766

◆ 広域利用

自治体名	新規登録者数	貸出冊数	貸出利用者数	自治体名	新規登録者数	貸出冊数	貸出利用者数
福岡市	311	89,831	15,335	筑紫野市	0	0	0
古賀市	33	6,859	1,456	大野城市	2	4	2
久山町	2	256	79	太宰府市	0	0	0
宇美町	0	25	16	春日市	0	0	0
粕屋町	2	141	24	那珂川市	0	0	0
志免町	0	17	13	糸島市	0	0	0
篠栗町	2	31	4	その他	1	863	502
須恵町	0	8	7	町外合計	363	98,530	17,563
宗像市	5	136	20	新宮町	697	222,959	36,102
福津市	5	359	105				

◆ サービス指標 （平成30年度予算を基にした参考資料）

人 口	32,916人	蔵書数(雑誌・AV含)	152,336点
町内登録者数	12,271人	図書・AV購入数	4,451点
総登録者数	21,712人	図書・AV購入費	8,499,941円
町内貸出冊数	221,757冊	図書館費	46,702,569円
総貸出冊数	321,489冊		

町内の登録率 (%)	$\frac{\text{町内登録者数}}{\text{人 口}} \times 100 = 37.3\%$
登録者一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}} = 14.8\text{冊}$
町民一人あたりの貸出冊数 (団体含む)	$\frac{\text{町内貸出冊数}}{\text{人 口}} = 6.7\text{冊}$
町民一人あたりの蔵書数 (図書+AV)	$\frac{\text{蔵書数}}{\text{人 口}} = 4.6\text{点}$
町民一人あたりの資料費 (図書+AV)	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{人 口}} = 258.2\text{円}$
蔵書1冊あたりの貸出回数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書数}} = 2.1\text{回}$
行 政 効 果	所蔵図書の平均単価×町内貸出冊数－図書館費(人件費+物件費)÷年度末人口＝税の還元 図書館を利用することで町民一人あたり 11,447円 還元したことになります。

◆ 人気ランキング

※貸出ベスト、予約ベストからのランキングです。
期間：平成30年4月～平成31年3月

【一般書】

順位	タイトル	著 者	出版社
1	未来	湊 かなえ／著	双葉社
2	沈黙のパレード	東野 圭吾／著	文藝春秋
3	大家さんと僕	矢部 太郎／著	新潮社
4	すぐ死ぬんだから	内館 牧子／著	講談社
	魔力の胎動	東野 圭吾／著	KADOKAWA
6	かがみの孤城	辻村 深月／著	ポプラ社
7	そして、バトンは渡された	瀬尾 まいこ／著	文藝春秋
	人魚の眠る家	東野 圭吾／著	幻冬舎
	ブロードキャスト	湊 かなえ／著	KADOKAWA
10	昨日がなければ明日もない	宮部 みゆき／著	文藝春秋

【児童書】

順位	タイトル	著 者	出版社
1	かいけつゾロリ シリーズ	原 ゆたか／さく・え	ポプラ社
2	ウォーリーをさがせ! シリーズ	マーティン・ハンドフォード／作・絵	フレーベル館
3	ノタン シリーズ	キヨノ サチコ／作絵	偕成社
4	ミッケ! シリーズ	ウォルター・ウィック／写真	小学館
5	しずくちゃん シリーズ	ぎぼ りつこ／作・絵	岩崎書店
6	名探偵コナン理科・推理ファイル シリーズ	青山 剛昌／原作	小学館
7	がたんごとんがたんごとんざぶんざぶん	安西 水丸／さく・え	福音館書店
8	アンパンマン シリーズ	やなせ たかし／原作	フレーベル館
9	くつついた	三浦 太郎／原作	こぐま社
10	コンガラガっち シリーズ	ユーフラテス／作	小学館

【ヤング】

順位	タイトル	著 者	出版社
1	5分後に意外な結末 シリーズ		学研教育出版
	「ぼくら」シリーズ	宗田 理／作	ポプラ社
	漫画君たちはどう生きるか	吉野 源三郎／原作	マガジンハウス
4	小説ちはやふる《中学生編》 シリーズ	末次 由紀／原作・イラスト	講談社
5	たちまちクライマックス! シリーズ	たちまちクライマックス委員会／編	ポプラ社
	やる気を出したい人成績を上げたい人のための 中学のトリセツ	梁川 由香／著	学研プラス
7	ことわざ生活 シリーズ	あかいわ しゅうご／文	草思社
8	都会(まち)のトム&ソーヤ シリーズ	はやみね かおる／著	講談社
9	モナミは時間を終わらせる?	はやみね かおる／著	KADOKAWA
10	十代最後の日	赤川 次郎／著	汐文社

【雑誌】

順位	タイトル	出版社
1	LDK	晋遊舎
2	CHANTO	主婦と生活社
3	ESSE	フジテレビジョン
4	ゆうゆう	主婦の友社
5	LEE	集英社
6	オレンジページ	オレンジページ
7	栗原はるみ haru_mi	扶桑社
8	日経Woman	日経ホーム出版社
9	レタスクラブ	角川マガジンス
10	明日の友	婦人之友社

【CD】

順位	タイトル	アーティスト 等
1	BOOTLEG	米津 玄師
2	Finally	安室 奈美恵
	オールスター80'sベスト	
4	ベストバラード	井上 陽水
	アンコール	back number
6	スタジオジブリの歌	安田 成美 ほか
	歌姫～パーティー・ベスト non-stop mix	
8	心に響く唄	
	#TWICE	TWICE
	こどものうた	

【DVD】

順位	タイトル	監督 等
1	怪談レストラン シリーズ	バンダイビジュアル
2	学校の怪談 シリーズ	ポニーキャニオン
3	トムとジェリー シリーズ	ワーナー・ホーム・ビデオ
4	ちびまる子ちゃん「家族会議をしよう」の巻	須田 裕美子／監督
5	おさるのジョージ	マーガレット・レイ／原作
	フリー・ウィリー／自由への旅立ち	ウィル・ガイガー／監督
	名探偵コナン／世紀末の魔術師	
8	恐竜大進撃	
	スヌーピーの大冒険	チャールズ・M・シュルツ／原作
	千と千尋の神隠し	宮崎 駿／監督

◆図書館事業

事業名		実施日	のべ参加人数/回数	内 容
■ 読書の啓発				
幼児向けおはなし会		毎週土曜日	597人/46回	ボランティアと職員による協働
赤ちゃんおはなし会		毎月第1金曜日	351人/12回	ボランティア実施
おはなし会スペシャル		5/12	58人/1回	おはなし会拡大版。ボランティアと職員による協働
大人のためのおはなし会		11/22	27人/1回	「くすの木語りの会」による発表会
理科実験教室		8/3	49人/1回	「のびてはずんで！ゴムゴムの世界」 講師：福岡わくわく体験クラブ 県補助事業
図書館まつり	ぬいぐるみお泊り会		16人/1回	おはなし会参加後、ぬいぐるみが夜の図書館を冒険
	「つかもとや寿司」を作ろう！		92人/1回	絵本作家 塚本やすし氏「おはなしライブ」
	年賀状はんこを彫ろう！		22人/1回	講師：石松慶美氏(町内在住) 県補助事業
	木工工作体験！親子で本立てを作ろう		50人/1回	親子で木製本立てを作る
	図書館おすすめ 本の福袋		30人/2回	おすすめの本をテーマ別に3冊ずつ袋に入れて貸出
	手作りしおり作り		224枚/2回	来館者がしおりを自由に作成
	雑誌のふろくプレゼント		応募375人	大人用40セット・子ども用40セット
ブックリサイクル			多数	保存期間の過ぎた雑誌や本を無料で配布
■ 家庭への啓発				
ブックスタート 個別フォローアップ含む		7か月児相談時	362人/19回	5種類の絵本から2冊プレゼント
マタニティ&ママの集いの会(子育て支援課)		11/11	21人/1回	大型絵本の読みきかせと、絵本や育児書の紹介
布の絵本の講座		9/5.12.19.26	111人/4回 (託児含む)	布の絵本製作ボランティア「ファンタジア」 作品：「ぽけっと ポン」
■ 地域				
相島出張貸出		毎月第2水曜日	241人/11回	島民を対象に、きずな館にて出張貸出
相島おはなし会		(5月は欠航のため中止)		保育所と小学校で、読みきかせと工作
■ 学校との連携				
一日図書館員		7/24.31	24人/2回	小学5・6年生対象 各学年12人ずつ
小学生読書リーダーによるおはなし会		夏休み期間	16人/6回	小学生読書リーダーによるおはなし会
中学生図書委員会によるおはなし会		每学期1回	5人/2回	中学生図書委員会によるおはなし会
職場体験受入れ		9/6.7	8人/2回	ブックリサイクル準備作業 新宮中学校 2年生
図書館見学受入れ		11/2	19人/1回	立花小学校 2年生
読書感想画コンクール入選作品展		読書週間中	多数	町内小・中学校保管の入選作品を展示
学校司書・町立図書館司書交流会		11/27	8人/1回	学校司書と町立図書館司書の情報交換会
読書活動応援隊(くすの木語りの会)		11/7	1回	(県事業) 東小学校1年生の保護者会での読書啓発
■ ボランティア支援				
読みきかせボランティア 入門講座		6/5.12.19	78人/3回 (託児含む)	講話・グループワーク・小道具づくり ①②子どもの本専門店「からすのほんや」 (飯塚市) 芳野 仁子氏 ③「星の子文庫」(古賀市) 加藤 典子氏
ボランティア交流会		10/30	13人/1回	図書館所属のボランティア7団体の情報交換会
■ その他				
開館時間延長		7～9月の毎週金曜日	305人/12回	午後8時まで開館
資料特別整理(曝書)		2/5～2/10	実働5日間	蔵書点検と管理作業
図書館システム入れ替え		3/19～3/26	実働6日間	図書館システム入れ替えと管理作業
新宮町図書館協議会		①6/22 ②2/27	年2回	図書館協議会：委員8人

◆ 特設コーナー

月	常 設	ミニ特 設		
4月	手紙 ～気持ちを伝える～	おすすめ児童図書	ロングセラー絵本40冊	—
5月	ようこそ！ティーンエイジャー	おすすめ児童図書	追悼 かこ さとし 追悼 津本 陽	新着CD
6月	元気な地域社会をつくるために ～男女共同参画週間～	梅雨におすすめ	追悼 津本 陽	新着CD
7月	山開き！海開き！	「こどもの本」総選挙TOP100 第159回芥川賞・直木賞	戦争と平和 夏の課題図書	自由研究 本屋さんのイチオシ100冊
8月	外で楽しく遊ぼう	戦争と平和 第159回芥川賞・直木賞	火星大接近2018 夏の課題図書	自由研究 布の絵本作品展
9月	9月1日は防災の日	敬老の日	追悼 さくら ももこ	職業・資格の本
10月	読書の秋 ～本の本を読む～	特集 塚本やすし	食欲の秋 スポーツの秋	職業・資格の本
11月	塚本やすし絵本	クリスマス	食欲の秋	スポーツの秋
12月	いろいろな世界を のぞいてみよう！	クリスマス	師走 ゆく年くる年 (年末年始の本)	—
1月	今年は亥年	いだてん 節分	第160回芥川賞・直木賞 寒いときはどう過ごす？	本屋大賞
2月	冬の星座	入園・入学式の本	新生活応援	本屋大賞 追悼:ドナルド・キーン
3月	3/9～4/9は絵本週間	入園・入学式の本 おすすめの本(一般書)	おすすめの本(児童)	新着CD・DVD



小学生読書リーダー、ぬいぐるみお泊り会、絵本作家さん、
さまざまな行事に、たくさんの人が参加しました。

おはなし会関係		
読みきかせ	ピーターラビットの会 (会員 7人)	おはなし会(幼児向け) ボランティアコーナーの選書 図書館事業への協力
	マドレーヌ (会員 15人)	おはなし会(幼児向け、赤ちゃん向け) 定例会(毎月第1火曜日) ボランティアコーナーの選書 福岡東医療センター(古賀市)での 読みきかせ 図書館事業への協力 (おはなし会スペシャル)
語り (ストーリー テリング)	しんぐう語りの会 (会員 3人)	町内小学校・施設でのおはなし会 ボランティアコーナーの選書 図書館事業への協力 (おはなし会スペシャル)
	くすの木語りの会 (会員 11人)	おはなし会(幼児向け) 定例会(毎月第4木曜日) 年1回の発表会「大人のためのおはなし会」 図書館事業への協力 (おはなし会スペシャル)

毎週土曜日	幼児向けおはなし会
1週	ピーターラビットの会
2週	図書館職員
3週	マドレーヌ
4週	マドレーヌ
5週	図書館職員

毎月第1金	赤ちゃんおはなし会
毎月	マドレーヌ



力作ぞろいの特設コーナーポスター
(ポスター作りの会)

布の絵本・本のリスト・ポスター関係	
ファンタジア (会員 11人)	定例会(毎月第2・4水曜日) 布の絵本、タペストリー、エプロンシアター などの製作 「布の絵本の講座」講師
新宮読書ネット (会員 10人)	青少年向けおすすめ本リスト「本の扉」 の作成、小・中学校への配布 ヤングコーナーの選書
ポスター作りの会 (会員 5人)	図書館内「特設コーナー」の見出し作り 行事のポスター、館内装飾の製作など

ボランティアコーナーのテーマ

閉架書庫の本をボランティア団体が
紹介するコーナーです。

●マドレーヌ

3月～5月 『はるがきた』

●しんぐう語りの会

6月～8月 『むかしばなし』

●ピーターラビットの会

9月～11月 『おかしとくだもの』

●マドレーヌ

12月～2月 『ぽかぽか ぽかぽか』

●しんぐう語りの会

3月～6月 『しんぐう語りの会
おすすめ本』



布の絵本の講座
(講師:ファンタジア)



おはなし会スペシャル
(ピーターラビットの会)



大人のためのおはなし会
(くすの木語りの会)

《雜誌》

ア AERA(アエラ) 明日(アス)の友 Animage(アニメージュ) &Premium(アンド・プレミアム) 一個人 いなか暮らしの本 犬吉猫吉 九州版 with(ウィズ) うかたま 美しいキモノ 栄養と料理 エコノミスト ESSE(エッセ) NHKガッテン! NHKきょうの健康 NHKきょうの料理 NHK趣味の園芸 NHK将棋講座 NHKすてきにハンドメイド NHKのおかあさんといっしょ ★ LDK(エルディケイ) 園芸ガイド オール讀物 オレンジページ	こどものとも こどものとも 0・1・2(ゼロイチニ) ★ こどものとも 年少版 こどものとも 年中向き この本読んで! ★ サ サッカーマガジン サライ JR時刻表 シティ情報Fukuoka じゃらん九州 週刊朝日 週刊新潮 週刊ダイヤモンド 週刊パーゴルフ 週刊文春 週刊ベースボール 小説新潮 神宮館高島暦 Shingu子育てNAVI SCREEN(スクリーン) spring(スプリング) Sports Graphic Number (スポーツグラフィックナンバー) SUMAI no SEKKEI【住まいの設計】 スマッシュ 相撲	ハ 母の友 ★ Begin(ビギン) 美的 BE-PAL(ビーパル) ひよこクラブ ふくおか経済 福岡Walker 婦人公論 婦人之友 武道 プラス1(ワン)リビング BRUTUS(ブルータス) PRESIDENT(プレジデント) プレジデントFamily 文藝界 文藝春秋 Pen(ペン) マ ミセス MORE(モア) MONOQLO(モノクロ) ヤ やさい畑 山と溪谷 ゆうゆう ラ ランナーズ LEE(リー) 歴史街道 レクリエ レタスクラブ
カ CARandDRIVER(カーアンド・ドライバー) 会社四季報 かがくのとも ★ かぞくのじかん かつくら 家庭画報 キルトジャパン Ku:nel(クウネル) 暮しの手帖 栗原はるみharumi GLOW(グロウ) クロワッサン 芸術新潮 月刊クーヨン 月刊碁ワールド 月刊天文ガイド 月刊News(ニュース)がわかる 月刊Piano(ピアノ) 月刊Hawks(ホークス) 月刊MOE(モエ) 皇室 COTTON TIME(コットンタイム) Cotton friend(コットンフレンド) 子づれDE CHA・CHA・CHA(チャチャチャ) 子どもと読書	タ ダ・ヴィンチ たくさんのふしぎ Tarzan(ターザン) たまごクラブ ★ ちいさなかがくのとも CHANTO(チャント) 中央公論 鉄道ジャーナル 天然生活 ドゥーパ! tocotoco(トコトコ) ナ ナショナルジオグラフィック日本版 西日本文化 日経WOMAN(ウーマン) 日経TRENDY(トレンドイ) 日経パソコン 日経ヘルス Newton(ニュートン) ノジュール のぼろ non・no(ノンノ) 	【123誌】 《新聞》 朝日新聞 産経新聞 西日本新聞 西日本スポーツ 日刊スポーツ 日本経済新聞 毎日小学生新聞 毎日新聞 読売新聞 【9紙】 (令和元年5月現在)

◆ シーオーレ新宮設置及び管理に関する条例(抜粋)

平成29年12月5日
新宮町条例第16号

新宮町複合施設設置条例(平成8年新宮町条例第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、シーオーレ新宮の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町民の健康増進及び文化的教養の高揚並びに子育て支援の推進を図り、健康で心豊かなひとづくりに資するため、シーオーレ新宮を設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 シーオーレ新宮

位置 新宮町新宮東二丁目5番1号

(施設)

第4条 シーオーレ新宮は、次の各号に掲げる施設で構成する。

- (1) 新宮町立保健館(以下「保健館」という。)
- (2) 新宮町立図書館(以下「図書館」という。)
- (3) 新宮町立生活館(以下「生活館」という。)
- (4) 新宮町立歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)

◆ 新宮町図書館協議会条例

平成21年3月26日
新宮町条例第10号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により新宮町図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会に関する事務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

◆ 新宮町立図書館運営規則

平成8年6月25日
新宮町教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、シーオーレ新宮設置及び管理に関する条例(平成29年新宮町条例第16号)第15条の規定に基づき、新宮町立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正(平30教委規則第6号))

(職員)

第2条 図書館に館長及び司書その他図書館業務の遂行に必要な職員を置く。

(改正(平21教委規則第5号))

(利用者の秘密を守る義務)

第3条 図書館職員は、図書館資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(事業)

第4条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号)第3条の規定に基づき、次の業務を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び提供
- (2) 貸出し(個人貸出し、団体貸出し)
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 調査及び研究の援助
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料の展示会等の主催及び奨励
- (6) 広報活動並びに読書資料の発行及び頒布
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介又は提供
- (8) 他の図書館、学校、公民館その他機関との連絡及び協力
- (9) 読書団体との連携及び協力並びに読書団体活動等の促進
- (10) その他図書館の目的を達成するために必要な事業

第5条及び第6条 削除

(平30教委規則第6号)

(利用者の遵守事項)

第7条 図書館の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に資料を持ち出さないこと。
- (2) 他の利用者に対して迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 館内での飲食又は喫煙をしないこと。

(利用の制限)

第8条 館長は、この規則又は図書館職員の指示に従わない者に対して、図書館資料及び施設の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(改正(平21教委規則第5号))

(損害の賠償)

第9条 利用者は、図書館資料及び設備器具等を著しく汚損又は損傷若しくは紛失したときは、館長の指示に従い現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長は、天災その他やむを得ない事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(改正(平21教委規則第5号))

(図書館資料の複写)

第10条 図書館は、利用者が図書館資料の複写を希望するときは、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条に規定する範囲において、これを行うことができる。

2 複写に要する費用は、利用者の負担とし、1枚当たり10円とする。

(改正(平26教委規則第1号))

(個人貸出しの対象)

第11条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に所在する職場に勤務する者
- (3) 町内に所在する学校、幼稚園に通学、通園する者
- (4) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定を締結した市町村の住民
- (5) その他館長が特に適当と認めた者

(改正(平21教委規則第5号))

(個人貸出しの手続)

第12条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)を提出し、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

2 利用カードを紛失したとき、又は交付申請書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長にその旨を届け出なければならない。

3 利用カードは、他人に譲渡又は貸与してはならない。

4 利用カードが登録者以外によって使用され、図書館資料の紛失等が生じたときは、その責めは登録者が負うものとする。

5 利用カードの紛失又は汚損により利用カードの再交付を希望する者は、図書館利用カード再交付申請書(様式第2号)を提出し、併せて利用カード1枚につき200円を負担しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを免除することができる。

(全改(平21教委規則第5号))

(個人貸出しの冊数及び期間)

第13条 図書館資料の貸出冊数は、1人につき10冊以内とし、その貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

2 貸出期間の延長は、その期間内に申請を行い、その図書館資料に特別の支障がない限り延長することができる。ただし、個人貸出しの延長は、15日間を限度とする。

(改正(平21教委規則第5号))

(視聴覚資料)

第14条 視聴覚資料の貸出しは、1人につき2点以内とし、その貸出期間は8日以内とする。ただし、紙芝居は、視聴覚資料から除く。

2 館内で視聴覚資料を利用するときは、所定の場所で行うなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(改正(平30教委規則第6号))

(団体貸出しの対象)

第15条 図書館は、地域、職場又は学校等を中心として主体的に読書活動を行う団体に対し、資料の貸出しを行うことができる。

2 前項の規定により、団体貸出しを受けることができる団体は、団体としての活動が確かであり、かつ、その運営が適正に行われると認められる町内の団体とする。

(団体貸出しの手続)

第16条 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、図書館団体利用カード交付申請書(様式第3号)を提出し、利用カードの交付を受けなければならない。

(全改(平21教委規則第5号))

(団体貸出しの冊数及び期間)

第17条 図書館資料の貸出しを受けることができる冊数は、1団体200冊以内とし、貸出期間は4か月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(改正(平21教委規則第5号))

(準用規定)

第18条 第12条第2項から第5項までの規定は、団体貸出しについても準用する。

(改正(平26教委規則第1号))

(図書等の返納)

第19条 図書等を返納期間に返納しなかった者に対し、館長は状況により一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

(改正(平21教委規則第5号))

(貸出しの制限)

第20条 図書館資料のうち、貴重資料その他館長が特に指定した資料は、貸出しを行わないものとする。

(改正(平21教委規則第5号))

(寄贈)

第21条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。また、その取扱いについては、他の図書館資料と同様とし、一般の利用に供することができる。

(寄贈の手続)

第22条 図書館に図書館資料を寄贈しようとする者は、所定の寄贈申込書により申し出、館長の承認を得て現品を提供するものとする。

2 図書館資料の寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めたときは、その経費の一部又は全部を教育委員会が負担することができる。

(改正(平21教委規則第5号))

(補則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月4日教委規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月18日教委規則第1号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月10日教委規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条第5項の規定は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日教委規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月19日教委規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

◆ 新宮町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成28年11月25日
新宮町教育委員会告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、新宮町立図書館(以下「図書館」という。)の雑誌資料購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図るため、新宮町立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、本制度の趣旨に賛同する者(以下「雑誌スポンサー」という。)が寄贈した雑誌(以下「寄贈雑誌」という。)の最新号にカバーをつけ、そのカバーに雑誌スポンサー名及び広告(以下「広告等」という。)を添付して図書館に配架するものとする。

2 前項の添付の方法は、カバー表面に雑誌スポンサー名を、裏面に雑誌スポンサーの広告を掲載することにより行うものとする。

3 寄贈雑誌の配架位置、保存及び廃棄については、新宮町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が決定する。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 寄贈雑誌に広告を表示することができる者は、次の号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
 - (2)政治的活動又は宗教活動を行う者
 - (3)新宮町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員
 - (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当する事業を行う者
 - (5)民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中である者
 - (6)町の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
 - (7)町税を滞納している者
 - (8)その他教育委員会が適当でないと認める者
- 2 雑誌スポンサーは、町内の企業、団体及び商工会に加入している個人事業主等を対象とし、個人を対象としない。

(広告等の内容)

第4条 広告等の内容は、図書館の公共性、品位及び社会的信頼性等を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの。
- (2)公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (3)政治性又は宗教性のあるもの。
- (4)個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (5)青少年の保護又は健全育成に反するもの。
- (6)消費者保護の観点からふさわしくないもの。
- (7)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるもの。

(雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から、寄贈する雑誌を選定する。

(広告の規格)

第6条 寄贈雑誌の最新号カバー表紙については、雑誌スポンサー名を表示し、表示の大きさは縦4センチメートル、横13センチメートル以内で地色は白色、文字は黒色とする。

2 最新号カバーの裏面については、片面印刷のものとし、カバーに収まるサイズで広告は雑誌スポンサー申込者が作成する。

(広告の表示期間)

第7条 広告の表示期間は、原則として1年間の年度単位とし、年度の途中に掲載されたときは、当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、教育委員会又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は、更に表示期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 広告内容は、教育委員会と協議の上、年度中4回まで変更することができる。

(雑誌スポンサー制度の申込方法)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込みしようとする者(以下「申込者」という。)は、新宮町立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)を教育長に提出するものとする。

2 申込書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 広告図案
- (2) 会社概要等(業種等がわかるもの)

(審査会)

第9条 前条に規定する申込みの内容について審査するため、新宮町立図書館雑誌スポンサー制度審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事務局を図書館に置く。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 新規の雑誌スポンサー及び広告の内容に関する事項
- (2) 第7条第2項に規定する広告内容の変更に関する事項
- (3) 広告に関わる事項で委員長が特に必要と認める事項

3 審査会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は教育長とし、委員は、総務課長、社会教育課長補佐、図書館長、図書館職員及び図書館協議会の代表とする。

4 委員長は、前項で定める委員のほか、関連する課局長等を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

6 教育委員会は、審査の上、申込者に新宮町立図書館雑誌スポンサー認定・不認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(覚書の締結)

第10条 前条第6項の規定による認定通知書を受け取った申込者は、速やかに教育委員会と覚書(様式第3号)を締結するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第11条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第12条 雑誌スポンサーの寄贈する雑誌購入の支払は、教育委員会が指定する雑誌の納入業者に直接支払うものとする。

2 支払は一括前払いとする。

3 価格の変動等により、過不足が生じた場合は年度末に精算する。

4 振込手数料等支払いに必要な経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

5 雑誌スポンサーが寄贈する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、教育委員会と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌スポンサーの認定の取消し)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの認定を取消することができる。

(1) 指定する期間までに雑誌購入代金の支払がなされないとき。

(2) 指定する期間までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 虚偽の申請により雑誌スポンサーの認定を受けたことが判明したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、雑誌スポンサーとしてふさわしくない行為等があったと教育委員会が認めるとき。

2 雑誌スポンサーが教育委員会の指定する雑誌納入業者に支払済の雑誌購入代金は、前項の規定による取消しに関わらず、返還しないものとする。

(雑誌の所有権)

第14条 寄贈雑誌は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めのない事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

としょかんの1年

令和元(2019)年5月発行

〒811-0124

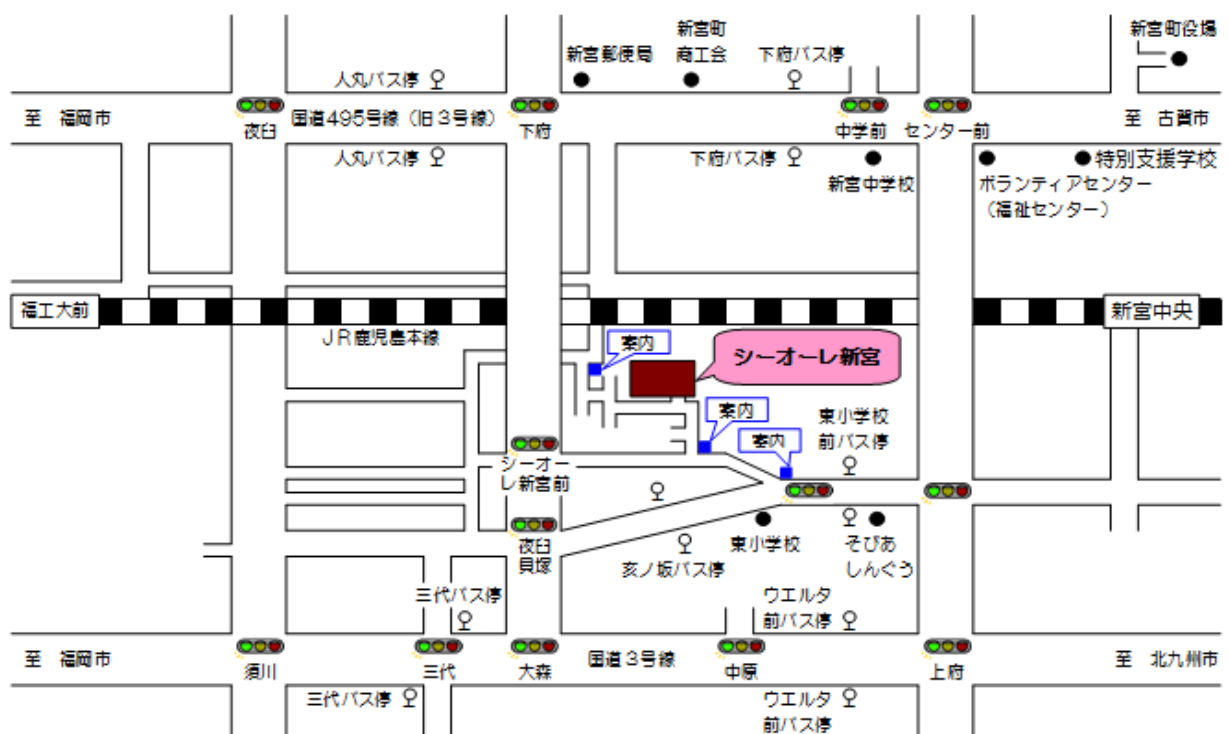
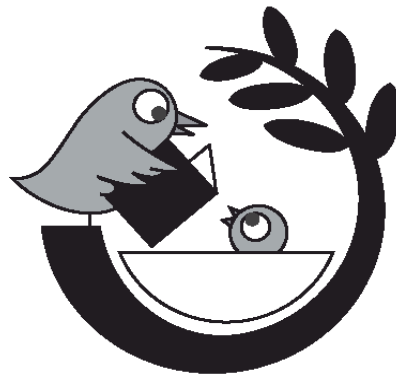
福岡県糟屋郡新宮町新宮東二丁目5番1号

新宮町立図書館

TEL 092-962-5500

FAX 092-962-5902

ホームページアドレス <https://www.town.shingu.fukuoka.jp/>
(新宮町役場)



新宮町立図書館 (シーオーレ新宮2階)